

## 第1回洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成18年12月11日(月)  
午後1時30分から  
場 所 洞爺湖町役場第2委員会室

### 会議次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 会長及び副会長あいさつ
- 7 議 題
  - 諮 問
  - 町の財政状況について
  - 国の地方行財政改革指針の概要について
  - 行政改革大綱の策定方針について
  - 行財政改革審議会会議運営規程(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

### 出席委員

田 中 篤之助	福 島 浩 二	塚 本 政 寛
北 嶋 小二郎	橋 本 豊 子	大 宮 實
桑 原 敏	後 藤 年 雄	谷 川 勉
廣 瀬 保 隆		

### 欠席委員

### 会議に出席した町職員等

長 崎 良 夫	大 西 康 典	武 川 正 人
高 橋 謙 介		

1 開会 13:30

2 委嘱状交付 ~ 委嘱状の交付 ~

3 町長あいさつ

町長 皆さんこんにちは。ただいま皆様方に洞爺湖町の行財政改革審議会委員の委嘱状を交付したところであります。どうかこれから2年間よろしくお願ひしたいと申し上げます。本日、第1回の洞爺湖町行財政改革審議会の招集を行なったところでございますが、大変お忙しいところご出席頂きまして、まことにありがたく思っているところでございます。

さてご存知のとおり三位一体の改革を始め地方制度改革が強引に押し進められる中、今年3月27日には洞爺湖町が誕生したわけですが、合併によって新町の行財政が安泰となったという訳では決してございません。現在さまざまな分野で国の制度改正が進められており、今日の自治行政が大変困難な状態になっているというのが実態でございます。行政運営の厳しい状況の中で旧虻田町と旧洞爺村は合併を選択したわけでございますが、本当の意味の合併効果は行財政とまちづくりが車の両輪のごとく有機的に機能して始めて生まれるものでありまして、まちづくりの施策はしっかりした行財政基盤の裏付けがなければ限界があるものと考えております。新町におきましては国の動向を見極めながら徹底した行財政改革を進め、まちづくりの関心となる産業振興を図って参りたいと考えているところでございます。この合併が、将来に渡りよりよい地域づくりとなるように地域の皆様のご意見を頂きながら進めて参る所存でございます。委員の皆様におかれましては洞爺湖町の更なる発展のために忌憚のない意見を頂きますよう、心からお願い申し上げまして甚だ簡単ではございますが、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 委員紹介 ~ 委員の紹介 ~

5 会長及び副会長の選任

事務局 会長及び副会長の選任でございますが、本来ですと進行につきましては審議会の会長をお願いをするところでございますが、会長が選出されるまでの間は町長にお願いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。（異議なし）

事務局 町長お願いします。

町長 それでは、いま事務局のほうから説明がありましたように始めての審議会であります。会長、副会長が選出されておりませんので、会議に当たりまして会長及び副会長の選任をしたいと思えます。会長及び副会長の選任はどのような方法がよろしいでしょうかお諮りいたします。

委員 会長と副会長、別々に推薦でやっていきたいと思えます。

町長 推薦でというご意見がありました、どうでしょうか。

委員 推薦とは、この場所できめるのですか。僕の意見は優れた見識を有する方、大宮さんと桑原さんにやって頂きたいと思えます。

委員 いま推薦がありました、8年間病院と仲良しになってしまって、全然行政に関わっていないのでちょっと遠慮させていただきます。

委員 事務局の方で腹案はないのでしょうか。

町長 事務局で腹案があればということですが、如何ですか。色々ご意見ができましたけど。

委員 事務局として腹案があるのであれば、それによって進めたほうがよいのではないですか。

町長 それでは、事務局の腹案を提示願います。まず、会長さんについて。

事務局 事務局の腹案ということでございますので、発表させていただきます。会長のご提案でございますが、田中篤之助様をお願いしたと思えます。

町長 ただいま、会長に田中篤之助様ということでございますが、皆さんどうでしょうか。（異議なし）

町長 それでは田中さん、よろしく願います。

会長 何か急でびっくりしていますが、私も農協の組合長を1年だけやらしてもらって少し経済というか経理を勉強しましたが、どうもやりくりばかりやっています、その成果というのがあまり、我が家の経営もそうですし農協も1

年でお手上げして若い人に譲ったような状態でございます。そういったことで、こういう大任ができるかどうか自信はありませんが老骨にムチ打ちまして、少しでも良い方向にいくように努力してみたいと思います。よろしく願います。

会長 それでは、副会長の件がまだですが、さきほどの事務局案ということでお願いしてよろしいですか。（異議なし）

会長 事務局願います。

事務局 それでは、副会長の腹案でございます。北嶋小二郎様にお願いしたと思います。

## 6 会長及び副会長あいさつ

会長 就任にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。さきほども申し上げましたとおり、こういう大役は生まれて初めてでございます。合併委員をやっておりましたとき、さんざん町の財政が逼迫しているということは聞かされております。それゆえに合併ということについては積極的に進めるべきということで進めさせて頂き、無事に3月27日合併出来ました。その後のことは当然新しい新鮮な人事で行って頂けると思いまして、なるべく表に立たないように引っ込んでおりましたが、先日審議会の委員について願いますという申し入れがありまして、ずいぶん迷いましたけど、まだ少し力が残っているのなら合併した責任もあるということで、本日出てきたわけでございますけど、受けた以上は軌道に乗るようなきっかけを作っていかなければと思っておりますので、皆様のお知恵をお借りしまして力を結集しまして、何とか進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

副会長 会長のあとですので、私は会長の後をついて行くものだと感じております。田中会長は合併のときから一緒にやっております、小委員会の委員長も経験しており合併には詳しい方おりますので、安心して会長の後をついて行きたいと思っております。よろしく願います。

## 7 議題

### 諮問

会長 それでは議題に入らせて頂きます。議題1、諮問について事務局の説明を求めます。

事務局 町長より審議会会長に諮問をさせていただきます。諮問書をお渡しします。

町長 平成18年12月11日、洞爺湖町行財政改革審議会会長 田中篤之助様、洞爺湖町長長崎良夫。洞爺湖町の行財政改革について（諮問）

平成18年3月27日、地方分権の進む中、旧虻田町と旧洞爺村は最大の行財政改革ともいべき合併を行い、洞爺湖町が誕生しました。しかし、本町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

高度情報化、少子高齢化の進展、町民の行政に対するニーズの多様化など社会情勢の変化と、国の三位一体の改革をはじめとする地方分権の一層の推進に対応するためには、なお簡素で迅速かつ効率的な行政システムの構築を進めることが求められています。

今後は行政の担うべき役割の重点化を図り、行政が地域における多様な主体と協議して公共サービスを提供する仕組みを構築していく必要があります。

これらを踏まえ、新町の将来像である“湖海と火山と緑の大地が結びあい元気をつくる交流のまち”を目指し、合併後の新町の行財政改革を進めるため、その指針となる「洞爺湖町行政改革大綱」の策定について、審議会の意見を求めるとともに、実施計画の推進に対し助言を求めます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町の財政状況について

会長 それでは、議題2の町の財政状況について説明を求めます。

町長 私はこれで失礼します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 議題2の町の財政状況についてでございますが、これにつきましては資料2ということで、皆様のほうにお配りしております。本日、この資料につきましては税務財政課長の綱島課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

税務財政課長 税務財政課長の綱島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料に基づきましてご説明申し上げます。洞爺湖町の財政状況という表の1ページ、2ページでございますが、この表の中身についてご説明申し上げたいと思います。17年度決算額という区分をしております、こちらの方は洞爺湖町として3月27日に誕生しているわけですが、この決算額につきましては旧虻田町、旧洞爺村の3月26日までの決算額、プラス27日以降3月31日までの間ですが、3町村分の決算額として標記しております。それと18年度

当初予算額とは、6月に1年分の予算が成立しまして、その段階での予算額ということでございます。それから合併協議財政計画というのは、新町の建設計画で10年間の財政計画を立てておりますが、その18年度分の数値でございます。増減額につきましては、それらの当初予算額、財政計画ということでの比較増減した金額でございまして、18年度当初予算と合併協議の財政計画との比較増減の主な内容を記載しております。歳入歳出それぞれ相当の増減がございまして、ご存知のとおり合併協議の財政計画は一定の統計というか、現在の地方財政をとりまく状況では1年先も中々見通せないという部分でございましたので、16年度の旧虻田町、旧洞爺村の決算状況をベースに一定の考え方、例えば税にしても就業人口の推移等を加味し、その時点の制度を基に推計しておりますので、その後例えば町税に関しましては、平成11年から実施されています恒久減税、税額にして道民税を含めまして15%の定率減税というのがありました。その後改正され19年度の住民税については全くなくなるという状況もありますがその点をご理解頂きたいと思っております。

今日、皆さんにご説明したい点については新町建設計画においても合併しても直ぐに収入支出の均衡がとれるという状況ではございません。それぞれ持ち寄った基金で不足分を補って10年間の間で収支がとれる計画でございまして。その計画は平成24年度まで、18年度から6年間は収支のバランスがとれないということで年間5億円前後の不足が生じるだろうと、平成25年度には収支がとれるという計画でございました。18年度と建設計画の財政計画との比較した部分についてご説明申し上げたいと思っております。歳入の部分の18番目、繰入金という項目がございまして。ようは収入が不足したときに基金等から繰入して収支を合わせるという予算科目でございまして。合併の協議では5億2千百万不足するという見込みで計画しています。18年度の繰入の額は10億1千8百万、4億9千万円ほど不足する部分が多くなっているということです。内容を申し上げますと、繰入の関係では旧虻田町のときに災害で特に観光振興の事業に対してということで、寄附を頂いている部分でございまして。いま洞爺湖温泉で魅力ある観光地づくり事業という事業を行っておりますが、そちらのほうに寄付金から繰入れをするということでありますので、純粋な収入の不足額というのは18年度当初予算で8億5千万というスタートでございました。財政計画の5億2千百万と比較すると約3億3千万ほど計画より実際の予算で収入の不足額が増えているという状況で新町がスタートしているということでございます。色々な要因がありますが18年度予算の中では、税の関係で恒久減税の部分で18年度から15%から7.5%となつてございまして、17年度ベースで所得等が減少しなければ、当然、制度改正や年金関係の税制改正もありましたので、所得が増加しなくても町税が増加する部分がありますが、こ

ういう経済状況の中では事業所得や法人の所得を含めて伸びが全く見られないという状況でございます。2点目としては平成16年度から国の補助金等が見直しされてきてまして、町としての国、道の補助金・負担金が一般財源化されております。平成16年度、17年度は保育所の運営費が国、道から4分の3交付されていたのですが、それが一般財源化されています。それと老人保護施設等の運営費を国、道の補助金がありましたが、それも一般財源化されています。それらの部分も財政計画の中では一部は見込んでいますが、中々全体を見通せないということもありません。18年度大きな違いと申し上げますのは公営住宅を建設する場合、家賃対策補助金という補助があり、旧虻田町、旧洞爺村の17年度決算ベースで申し上げますと、1億6千万ほどありました。これも18年度から一般財源化され補助金として廃止されたという状況でございます。得に大きいのは税の関係、それから国の補助金の削減が追加されているという状況で3億3千万ほど繰入金を増やさなければ収支はとれないという状況でございます。歳出につきましても計画時より普通建設事業の部分で計画に盛り込んでなかった事業、それから計画していたのですが、一部事業費が増加している部分がございますので、歳入歳出で計画より歳入の不足部分が増加しているというのが洞爺湖町の現状でございます。

それから、次の表でございますが地方債の状況表というのがあります。こちらは洞爺湖町の一般会計の長期借入金の状況でございます。17年度末の元金の現在額というものであります。総体的に申し上げますと、こちらの方も旧虻田町、旧洞爺村を足したものであるということでご理解頂きたいと思っております。16年度の合計額をご覧頂きたいと思っております。16年度末合計額で17,246百万円の借入れ残、17年度に新たに借入れた部分で1,285百万円でございます。17年度元利償還で元金は1,279百万円を償還してございます。17年度末現在高としては17,251百万円の借入れの残があるという状況でございます。後ほど、財政指標についてご説明しますが、この表の起債の種類と申しますか、3番目の公営住宅建設事業債は17年度末で4,511百万円という金額でなっております。この借入金が増加している要因につきまして、若干ご説明申し上げたいと思っております。平成12年の有珠山噴火災害で旧虻田町の部分では、国の法律の補助を受けて災害復旧事業として200億から250億の事業を実行しております。そちらの方は通常の補助率より高い補助金が導入されておりますので、直接的に災害復旧事業としての借入額は水道を除きまして、一般会計では7億8千万ほどで災害復旧事業として実施したものであります。ただし、町を基に戻す機能と申しますか、当然町が追加してライフラインを中心に事業に取り組まなければ、基の町の機能には戻らないというものがあります。それが一番大きいもので公営住宅の建替えというものであります。

洞爺湖温泉の山側にある公営住宅で有珠山に向かって右側は災害復旧事業で公営住宅の建替えを実行しましたが、左側の部分については前回の噴火災害で建替えした地域であります。残った洞爺湖温泉街を今後の噴火災害から守るため、直接的な被害はなかったのですが、国、道の砂防施設としての整備が必要ということで、それらを取り壊して本町地区を含めて建替え事業を実施しております。それらの借入れが24億から25億ほど新たな借り入れとして公営住宅の起債事業として実施しております。その他として道路に部分でも直接災害復旧でない部分、消防署を災害復旧事業として建替えしておりますけど、従来の道路機能では緊急時の対応ができないということで、消防署の前の道路を一定の幅員を確保するため整備しました。それらを含めると災害関連事業として、約60億の新たな借り入れが必要だとだったと、そういうことで借入額が多額になっているのが現状でございます。参考までに、ほとんどが旧虻田町要因ですが、噴火前の旧虻田町の平成11年度末の一般会計の長期借入金の残額は60億強でございました。ですから、いかに12年以降、災害で被災を受けた町を基に戻すために事業を実施し長期の借入れを実施したかがお解りになるかと思えます。次のページをお開き頂きたいと思えます。地方財政の関係で財政構造を分析するうえで色々な指標がございます。財政力指数、経常収支比率、さきほどご説明申し上げました長期借入金の関係で申し上げますと、従来起債制限比率という指標がございました。内容を簡単に申し上げますと、一般会計で長期借入金の元利金を毎年償還しているわけですが、短いもので10年、長いもので20年という期間をかけて償還しているわけでございます。町に経常的に入る使途が限定されない収入、国の補助金等は使途が限定される収入でございますが、町税や地方交付税、その他譲与税は町を運営するうえ制限がない収入であり、それらに対して長期借入金の元利償還金の割合がどの程度かというのが起債制限比率、平成18年度からその算定の方法が大きく見直されて、それが表の左側の記載されている実質公債比率でございます。実質公債比率は洞爺湖町で28.2%と非常の高い比率となっております。この算定の変更の内容は直接的に一般会計が借り入れして元利金を返済している比率に、間接的に一般会計が負担している長期の借入金等を加算して割合を出すという方法に変わっています。具体的には室蘭市を中心にゴミ処理を広域的に実行しておりますが、そちらの施設整備に対する借入金をしておりますし、当然毎年の処理費用、運営費、長期借入金を構成市町村で負担しておりますが、そちらの借入金も加味しなさいと、それと虻田地区の水道事業も災害復旧事業として10年間で元利償還しておりますが、そちらの方も一般会計が負担している状況で、その分も加味しなさいと、それからこういう起債制度ではなく、債務負担行為という物品を購入する段階で分割して支払いする方法があります。そちらの方も同

じ借入れでありますよということで、それも加味しなさい。具体的には洞爺地区であれば洞爺高校の寄宿舍、北海道住宅供給公社で建設したものを分割して支払いをしている内容であります。そちらの方も実質公債比率に加味しなさいよということから、このように高い比率になっている現状であります。多くの部分は虻田地区の災害関連の長期借入れの部分、それと一部事務組合や広域連合に投資している部分の償還がございますので、それらが大きな要因となっております。あと一つですが、この28.2%という数字は3ヶ年平均、平成15年度、16年度、17年度の平均をしたものでございます。一つご説明申し上げたいのは、旧虻田町で平成12年の災害時に町税については徴収猶予したり固定資産税を中心に減免をしたり、公営住宅も帰れない人もいましたので減免したりしていました。災害が年度当初でありましたので、収入が大きく不足し10億円の歳入欠陥等債をいう起債を起し、そちらの方を14年度、15年度、16年度で3億4千万円づつ償還しております。それらの償還が15年度、16年度の方でこの率に含んでおります。それも一つの要因であります。今後は洞爺湖町として税の増加は見込めない、交付税も増加は期待できないという部分がございますので、28%から30%弱で推移していくのではという見通しでございます。国の基準では標準的な比率は18%程度となっております。洞爺湖町は10%以上高い数値となっておりますので、国、道から18%以下にする改善策を講じなさいということで今年度中に改善計画を提出いたします。現時点での推計で申し上げますと18%以下にするためには、分母の増加も見込めませんし、長期借入金の残金が多額なことから10年間かかるのではないかと推計しております。ただ、この中には継続して実施している事業がございますが、洞爺湖温泉地区の魅力ある観光地づくり、公園の整備、海岸通りの都市計画道路事業行っております。それと、道の事業ではございますが、漁港の大磯分区を実施しておりますが、その中で町の負担分もございます。それらには長期の借入れをしております。その現在実施している事業だけを継続する実施すると、新規の大型起債事業はやらないという中での推計で10年間を要するということでもあります。

洞爺湖町の実質交際費比率が全道で4位ということですが、その上に夕張市が28.6%とありますが、あくまでも国、道の許可を得た長期借入金に対する比率でございます。新聞報道等でされている夕張市の不良債務といいますが、赤字額というのは許可を得て借入れしているというものではございませんので、たまたま上に夕張市のケースがございまして、よく町民の皆様から夕張市と同じかといわれますが、あくまでも制度に沿った借入れをし許可を得たものでありますので夕張市との赤字額とは性質が違うもののご理解頂きたいと思っております。

会長 質問に入らせて頂きます。

委員 最後に言われた夕張市の件ですが、これから我々が一生懸命に行革をやるようとしているときに、失礼ないい方ですが、そういうことは洞爺湖町ではございませんか、あるいは監査はきちんと行なっていますか。まず、先にそういう問題をきちんと掘り起こしておかないと、いろんなことをやった後に夕張市の例みたいなものが出てくるのでは、何にもならないのですよ。

税務財政課長 さきほどもご説明申し上げましたが、夕張市の問題となっている赤字部分といたしますか、不良債権といたしますか、その分は詳細までは承知しておりませんが、新聞報道等や一部道からの資料から見ますと、市町村の会計処理は1年間の中で収入支出、現金の動きによって決算が終了するわけでございますけど、民間と違いまして発生主義ではなく現金主義ということでございます。4月から始まりまして3月、債権債務が確定している部分での処理と、ただし、4月、5月に出納整理期間という期間がございます。例えば3月までに収納出来なかった税の債権などを、翌年度の4月、5月の間に整理ができるという期間がございます。その期間は現年度と翌年度が重複する形になります。夕張市がされていた会計処理は、例えば一般会計が特別会計なり第三セクターなりに、18年度の4月に貸し付けを行なう、その貸し付けは1年間で償還してもらう予算であったようです。それは19年度にも同じように貸し付けしますので、新年度で貸し付けした部分で18年度の返す分を補うと、一時借入金で現金を調達してできるという予算の組み方であったそうです。洞爺湖町の場合は一時借入金等はございますが、それはその年の工事代金であったり、収入が入ってくるまでの財源としての借入金でございますので、夕張市のような部分はございませんので、いまご指摘を受けたような借入れは全くないものであります。

委員 1ページ目の地方債とございますね、金利額がおよそ10億ぐらいですか、合併協議財政計画では、当初予算では7億、決算では12億8千万という話しですね。それと、3ページ目の地方債の現在高17,251百万円が10年くらいで何とかなるみたいな話に聞こえてきたのですが、そう簡単には行かないのではないかと思うのですが、再度ご説明願います。それと、17年度の元利償還金の元金と利子、単純に合計だけで計算すると、利子の利率が高いのですが、これはどういうことでこんなに高いのかの2点についてお願いします。

税務財政課長 1点目の10年間でという話しですが、さきほど申し上げたのは残額を全額返済できるという意味ではなくてですね、市町村を運営するうえでの長期借入れの比率が18%以下になるような計画が10年間ということがあります。もう一点、利子の関係ですがその当時の金利水準、当町の場合は国の資金を中心に、道や金融機関から借入れしている状況でございますが、金利からいいますと、現在の借入れの中でも金利が相当高い6%から7%台の借入れをしているものがあるので、このような割合になってしまうのです。それと元利均等で償還しているのです、集計しますとこのような元金に対する利息となる結果になります。

委員 ベースのところ解らないものだから、聞いていても3分の1程度しかわからないと思うのです。これから勉強して聞きたいと思います。

会長 他になにか。

副会長 一般財源化されるということで色々いわれていますけど、一般財源は増えるのだけれども補助金が減らされるということだと思っておりますが、そうすると困ると思う。例えば保育所の運営でいままで100万円の補助金があったのだが、一般財源化されたため一色単になるため町のほうでは50万円しか運営費に充てられないよというような話になるのではないかと思います。

税務財政課長 非常に複雑になっておりまして、端的に申し上げまして保育所等の補助金はなくなりました。国が目指しているのはその部分は直接、総体で3兆円の市町村への税源委譲が19年度行なわれます。3兆円は直接税金として受けて頂きます。人口、所得によって税は変わりますので、いままで受けていた補助金とイコールにはならない。そこで国は地方交付税の中で保育所の人数等の実数をつかんで、全体の経費は普通交付税の中で従来補助制度があったようにカウントしているのです。そこを抽出して算出すると、ほぼイコールになるのですが、いままで補助金ベースであった部分と交付税の関係が変わらなくて、その部分が入ってくるのであれば、非常に理解できるのですが、中身は片方で非常に改正されますので、部分的に抽出して比較しますとイコールですが、地方としては総額として増えているのか減っているのかという部分では、補助金がなくなったと等しいものです。ただ運営としては補助金がなくなったからといっても、その分を例えば保育所の運営費から削減するというようなことは、中々難しいものであります。

税源委譲につきましては、国でいっているのは所得税だった部分を住民税へ委譲となりますが、納入先の変更だけであって総額は変わらないという事でありますので、直接的に住民の皆さんに税源委譲により負担が増えるということはないということです。

委員 町として聞くと混乱するのですが、一つの家庭とすると借金財政でいいのか、借金なしで物が買えるのか、一つの家庭として見ていけばよいのであって、万一の場合にはこうなるのだよということで、そういうことにならないために一人ひとりが考えていかなければならない、その集合体が町であって、夕張の数字など机上の数字はいつでもよいので、その辺を理解しながら借金は恐ろしいものだよという認識をもたないと、中々数字をこうするだけでは進まないと思うのです。それと少子化で収入は段々減ることも見越して数字を考えないと大変なことになると思います。

会長 財政状況の説明ということで、かなり厳しい意見も出てきましたけど、国のやり方は19年度から大きくかわって、国が受け取っていた税を町へ回すということでありますが、払うのは住民であるので住民に払う力がなければ、この財源がなくなるということになるので、いままでの交付税というのはそういう力のない町を是正するために、配分してきたものであるのですよ。ところがそれをどんどん減らして、自力の財源でまかないなさいと、聞こえはよいですが都市部では成り立ちますが、人口や産業が減っていくような町では大変な問題ではないかなと思うのです。それを皆さんが心配していると思うのです。この問題はこの町の本当の課題でありまして、これを軸にして財政を立て直していかなければ第2の夕張市になると思います。それでは、他に質問がなければ、町の財政状況については終わりにしたいのですが。

委員 いま説明を聞いて、数字的には本職がやっている所以我々が指摘するようなことはないと思うのですが、しかし、結果としては逼迫した財政である。この財政を立て直すための審議会でもある。行政の中身を一番しているのは職員であると思うのです。そこで、職員がいままでやってきた中でどのような改善策があるのか、この財政を立て直すための方法はあるのか職員の思ったことを具体的に出してもらわないと、本当の改革は出来ないと思うのです。

委員 今日は、初日で収入支出の概要、大綱を説明しているだけで、中身に入る予定ではないのではないですか。

会長 今日の議題は、現実を把握するということでもあります。それを理解しないとこの先進めませんので、あくまでもいまの説明は、借金の現状の説明があっただけで返済計画はこの次の問題である。いま皆さんが町の財政状況を確認してもらわないと、進まないと思います。確認できなければトコトンこの問題について議論を深めたいと思いますけど。

委員 さきほどの説明の中で18年度から24年度くらいまで、収支のバランスが年間5億円くらいマイナスという話がありましたが、5年間で5億円では約30億円ですね、それを基金から繰入して充当するという説明があったのですが、その30億という額の手当てはできているのかお聞きしたいのですが。

税務財政課長 この件につきましては、合併の建設計画のなかに10年間の財政計画がございまして、その時点での協議の中では、旧虻田町と旧洞爺村がそれぞれ持ち寄る基金だけでは、足りないということで合併後、新町としての基金を合併特例債という制度を活用して約10億円を借入れし、基金を造成することになっておりました。現在19億ほどは基金としてありますので、その他10億円を借入れとして基金を造成する予定しております。

会長 現実では19億で、それに基金を借り入れして29億ということですか。

委員 状況説明ということで聞いていました。金利が6%から7%と高いものであり、一般家庭でいけば少しでも高ければ、借り換えをする手段をとると思いますが、やはり噴火の後遺症が財政負担になっているのかなと思います。入江に漁港がありますが、前々前回の噴火で火砕流で死亡者がでた現場ですということで、国が中心となって安全な場所へ漁港を移すことになりました。

会長 先に進んでよろしいですか。国がどのように考えているのかという概要がありますので、説明をお願いします。

事務局 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針でございます。平成17年3月に総務省から公表されているものであります。地方がこれから行政改革を進めるうえでの共通認識事項というような意味で作成したものであります。中身については2ページから概要について説明したいと思います。この指針については大きく3つに分かれて作成されております。第1については計画的な行政改革の推進と説明責任の確保、第2に行政改革推進上の主要事項について、第3は総務省における推進方針というものから出来ております。

まず最初に第1の計画的な行政改革の推進と説明責任の確保についてご説明申し上げます。行政改革大綱、実施計画については計画策定、実施、検証、見直しのサイクルにより実施して下さいということであり、大綱の策定後にその実施計画なるもの、ここでは集中改革プランとっておりますが、実施計画を平成17年度中に公表するとなっております。洞爺湖町の場合は17年度に合併しておりますので、状況を見極めつつ適切に対応することとなっております。それで、公表が義務付けられている事項があります。2ページ下段ですが事務・事業の再編・整理、廃止・統合からその他まで9項目を公表しなさいとなっている事項です。次に説明責任の確保についてですが、このような大綱や集中改革プランを策定する場合は、住民の意見を反映するような仕組みをホームページや広報等を利用しながらやってくださいということです。その結果についても成果や指標を利用し、わかりやすい方法で公表してくださいとなっております。

第2の行政改革推進上の主要事項についてでございます。この主要事項は8項目から構成され、ページについては3ページから11ページまで記載されています。主要事項としては、地方公共団体における行政の担う役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織・定員管理及び給与の適正化等、人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の推進、自主性・自立性の高い財政運営の確保、地方議会から出来ております。最初に戻って頂いて、地方公共団体における行政の担う役割の重点化につきましては、民間委託等の推進から10項目があります。民間委託等の推進については定型業務を含め事務事業全般に渡り総点検を実施していただきと示されております。次は指定管理者制度の活用ですが、すべての公の施設について管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表することと示されております。3番目にPFI手法の適切な活用、地方独立行政法人制度の活用が記載されています。5ページ目に地方公営企業の経営健全化、これは洞爺湖町の場合水道事業が該当しますが、経営の総点検を行い更なる経営健全化に積極的に取り組むこととされています。6番目の第三セクターの抜本的な見直しについてですが、これはグリーンスティ洞爺湖が該当しますが、外部の監査体制を強化し民間譲渡、完全民営化を含めた取り組みを進めてほしいと記載されています。次に7ページでございます。7番目の地方公社の経営健全化として洞爺湖町には土地開発公社がございますが、経営の効率化について積極的に取り組みことと、8番目の地域協働については、簡素で効率的な行政を実現する観点から多様な主体が公共サービスの提供を行なえるような取り組みについて、積極的に推進していただきと記載されています。9番目、10番目については都道府県が実施する事項となっておりますので、説明は省略させていただきます。

次は 行政ニーズへの迅速かつ的確の対応を可能とする組織でございますが、住民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定・対応の観点から職員の責任と権限が明確化されるような組織編成を行なって下さいということであり、また、定員管理及び給与の適正化等についてですが、8ページの中ほどの4.6%の定員が過去5年間で総体として純減しているため、今後もそれを上回るような純減に努力して頂きたいと示されています。給与の適正化についても住民の納得、支持が得られるような制度、水準になるよう強力に推進して下さいとなっております。9ページ下の方になりますが、人材育成の推進として、地方分権に対応できる人材の育成は必要でありますということです。公正の確保と透明性の向上、電子自治体の推進、自主性・自立性の高い財政運営の確保、地方議会という形で構成されております。これらが、平成17年3月に国から示された行革の指針ということであり、つづきまして資料4の方に同じような資料があると思っておりますが、これは地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針ということで、平成18年8月に総務省から出されたものです。こちらは、平成18年に行革推進法という法律が施行されております。また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針2006というのが閣議決定されまして、更なる行政改革を推進するため総務省から追加で出された指針でございます。内容につきましては、総人件費改革と致しましてさきほどの指針では、4.6%以上の定員の純減でございましたが、今後は5年間で5.7%と同等の定員純減を行なうということで、約1.1%高い数値となっております。地方公務員の給与につきましても、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、地域民間給与のより適切な反映、年功的な給与上昇の抑制など適切な運営体制を整えて下さいということが記載されております。2つめには、4ページでございますが公共サービス改革があります。公共サービス改革というものは、いままで行政で行っていた公共サービスを官民の力をあわせて効率的に推進していこうという中身であります。行政でやっている仕事を民間と官が競争して入札などを実施してやっていくような内容でございます。6ページでございますが、地方公会計の改革ですが、バランスシートや行政コスト計算書の活用を含め、更なる明確、明朗な公会計に努めてくださいと、また企業会計を参考とした貸借対照表その他財務書類に関する必要な情報も国から示されるということであり、7ページですが、資産・債務の管理として、当然行政で保有している財産を積極的な売却を含めて適切な管理運営をお願いしたいと示されています。第4には情報開示の徹底、住民監視の強化ということで、地方公共団体の給与、定員、人件費や財政情報については、徹底した開示をしてくださいと示されています。以上が資料3、資料4に係る行政改革に係る国の指針の概要でございます。

会長 ものすごく量ですが、質問ありませんか。

委員 用語でわからないところがあるのですが、よろしいですか。4ページ目のPFI手法について簡単でよろしいですので、教えてください。

事務局 この手法については、民間の資金を導入して民間にも利益がもたらせられる手法で、全国的に見ますと大きなゴミ焼却施設ですとか建設費がおおむね10億以上で年間の維持管理費が1億程度見込めるものには有効であると聞いておりますけど、洞爺湖町の規模ですとこのPFIを活用して事業を展開するというのは、あまり事例はないと思います。

委員 次は7ページ目、ICT化とはIT化のことですか。

事務局 これも国の関係の制度に中ではあるのですが、電子によって管理進行していく定員管理の推進ですが、これは国の指針ですので自治体の大小にかかわらず一律に作成しておりますので、小さい自治体にはマッチしない部分があります。

委員 簡単に言えば電子化という意味ですか。

事務局 詳しい資料がなかったので、後ほど調べて返答します。

委員 こういう資料を総務省が17年3月と18年8月に出ているのですが、行政の中でこの資料はどのような位置づけをしているのですか。

事務局 このあとの(4)の行革大綱の策定のところでお話ししようと思っておりましたが、お手元の資料5を見ていただきたいのですが、1ページ目のところで、いま担当が説明したものを整理したものが、この表でございます。国が骨太の方針とか、行革推進法とか、公共サービス改革とか一般の国民含め行政の中でも、中々即座に答えられないほど地方制度の改革については法律の制定や一部改正がされている状況であります。一般的には右側に記載されております大臣の諮問機関等のなかでもまれたことを、各省庁から指針という形で出されており、大きく自治体にかかわってくるものでは平成6年の当時の自治省の事務次官通知から始まり、いま説明した指針まであります。一番大きな影響を受けておりますのが平成17年3月に総務省から出ている指針でございます。これの中では国の方から半ば義務付けということで、改革のプランの項目を示

して公表しろということでありませう。国のほうでは要請という言葉使っておりますが、ほぼ義務付けという理解であります。これは平成17年度を起点として21年度までの具体的な取り組みを行政改革大綱と具体的な取り組み、集中改革プランというものであります。これが、実際は実施計画として行政改革大綱の下に位置するもので、表の四角囲みでかかれています事項を公表しなさいということでありませう。この指針は行政の中では当然国に示せといわれたからというわけではなく、さきほどの財政の状況からも洞爺湖町の行財政改革の中で柱として、これに含まれていない事項も出来ることからやっさいこうということでありませう。

委員 だいたいわかりましたけど、こういう財政が大変な中でやっさいことはやっさいいくということでは課長なり、これ議員さんも知っさいているのですか。

事務局 指針については、国から示されておりますので当然こういう指針がでっさいているということは、承知してっさいていると思っさいいます。

会長 結局、行革のプランを速やかに作っさいて公表しろということですね。行政というのには最終的にはサービスなのではっさいすよね。町民から預かっさいた税金でどれだけのサービスを町民に出来るかというのうが、基本ではっさいすよね。そのサービスに差がつくと、例えば夕張市の例ではなくとも老人ホームや病院を閉鎖してしまっさいうと、町民は隣町とかに逃げてしまっさいう。それは自由ではっさいすから、町民はサービスの良っさいい方に流れてしまっさいうのですよ。そうすると、結果的にこれだけのサービスをしなっさいいと人口流出が始まるとっさいいうサービスの限界というのにはっさい当然あると思っさいうのです。そこを踏まえて少ない財源でどうやりくりするのかがっさいいうことになると思っさいうのですがね。だから職員の数でっさい規程だけ減らせばいいのだとっさいいうことで減らして、それだけサービスを落とせば今度は町民が仕返しとして流出という形で跳ね返っさいてくる。これを防がなければ町の発展とうのは考えられなっさいいのです。結局その基準点をどこに置くかが一番難しいところではっさいす。さきほどからずっさいと議論してっさいているのですが、財源は減らされる中でサービスを維持しようとしてっさいても不可能ではっさいすよね、そうするとどこのサービスを減らそうかというのうがこの指針には書いっさいてないのです。そうすると、平等性を欠く。例えばとなりの伊達市は非常に老人介護とか施設が充実してっさいおり良っさいいサービスが提供されてっさいいるというう現象がおきてくると思っさいうのです。そういうアンバランスを是正するにはどうすれば良っさいいか、国の方がこれだけのサービスは絶対しなっさいいといっさいう指針があっさいて、足りない部分を補う形というのうであれば解るのですが、それではっさいなければやり繰りがつかないというのうが現状ではっさいすね。だから、いまやっさいっさい

るサービスで皆さんが満足しているのか、足りないのかを町の方も町民の声を聞かないと困るのではないかなと思います。

委員　そういう考え方が当然と思うのですが、国自身が道があるいは町が一戸平均にして800万の借金を背負っているのです。戦後の日本の悪いところは何でもタダでという意識があったのですよ。給食にしても教科書にしてもゼロというものを植え付けてしまうと物を粗末にするのですよ。給食費を払わない屁理屈を付けて義務教育だからと、義務教育と食費とは別問題なのですよ。だから最終的な言葉になれば、取られたという言葉になるのですよ。一人ひとりが納税の義務をきちんと負わないと日本、町、家庭が成り立たないのですよ。その辺も含めて行財政計画を建てないとダメだと思います。相応な負担というのが必要だと思いますよ、生きているのだから、夜は電気も欲しいし、きれいな道路も欲しいだろうし、ゴミは家の前まで取りに来て欲しいし、だけれども義務というものも負わないと成り立っていかないと思います。

事務局　先ほどのICT化の意味ですが、情報通信技術という意味でありました。

委員　横文字が多くて、我々の年代は苦勞します。できたら注釈くらい付けて頂きたい。

会長　よろしいですか。それでは議題4について説明を求めます。行政改革大綱の策定方針について。

事務局　1ページ目をご覧頂きたいのですが、国の指針がでていま現在大きな法律の改正を進めたり、サービスを民間と行政が競争したりしてどちらがサービスの実施主体として適当かという、俗にいう市場化テストというもので、どのような行政の仕事を民間に開放してほしいかというもので、総務省のホームページで確認できますが、例えば国保税や窓口業務の一部を開放してほしいなど、色んなものがでています。国の動きを見ていますと、中々地方がいうことを聞かないで小さくなっていかないということがあって、それをコンパクトにするため、いまやっている業務を法律で誘導するようなことをしております。例えば独立行政法人法の一部改正についても、行政がやっている業務で民間の担い手がなく、赤字のものについては行政から切り離して経営させるというような法律改正がおこなわれております。

このような状況があり、合併があり、これからの自治体は経営するという観念で体質改善を図っていかないと、夕張市ではございませんが、そういうような状態に追い込まれてしまうということで、合併後に庁内に行革の本部会議を設置しました。それが資料の6と合わせて見て頂きたいのですが、6ページに洞爺湖町の行財政改革推進本部の設置規程をおいてあります。それに合わせて策定方針の2ページ目をご覧頂きたいのですが、一番うえに洞爺湖町の行政改革大綱、そして実施計画で公表が義務付けられている項目が1から7まで記載されております。組織体制としては、洞爺湖町行財政改革推進本部を置きまして左側に議会、そして洞爺湖町行財政改革審議会、諮問させて頂いて答申を頂くということで、全体の組織構成を考えました。本部は6月に設置し行財政運営の改善、合理化を推進し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るために置いたものであります。所掌事項としては、1つ目は行政改革大綱の策定及び推進に関する事、2つ目に大綱の推進状況及び推進効果の公表に関する事、3つ目としてその他の行財政改革に関する重要事項に関する事。これを本部の所掌事項として抜本的に新町の改革を図っていきたいと思っております。組織としては、本部長に町長、副本部長に助役とし本部員には部課長となっております。第5条には4つの部会を設けるとなっておりまして、具体的に庁内で徹底的に論議して行こうということで設けてあります。その部会については本部の下におきまして、組織給与部会については、組織及び機構に関する事、職員定数及び給料に関する事、その他組織、機構、給与等に関する事を所掌としてあります。財政部会については、補助金の見直しに関する事、徴税等の歳入確保と負担の適正化に関する事、経費の節約に関する事、遊休財産の適正化に関する事、その他財政に関する事とあります。事業部会につきましては、単独施策及び事業の見直しに関する事、町有施設の見直しに関する事、民間委託等に関する事、その他事業に関する事とあります。事務改善部会については、事務処理及び文書管理に関する事、サービス及び事務環境に関する事、職員の提案に関する事、情報化の推進に関する事、その他事務改善に関する事となっております。これを、全体の推進体制としましたが、実際にどういう視点で推進していくのかが3ページ目でございます。改革のポイントを3つに絞って、しごとの改革、ひとの改革、しくみの改革としてあります。改革の方向性としては町民本位の行政運営、健全な財政運営、効率的な行政運営、時代に即した組織と人材育成ということで方向性をだしまして、それでは改革のテーマはどうするのかということで、4つ掲げまして簡素でわかりやすい組織体制と職員定数等の適正化、持続可能な財政基盤の確立、事務事業の効率化と職員能力の向上、公の施設管理の効率化と経営改善ということで、テーマを置きました。そして右側に改革

の重点事項として6つを掲げ、効率的な組織・機構の構成、定数管理・給与の適正化及び人材育成、健全な財政運営、効果的な事務事業の推進、情報化の推進による行政サービスの向上、地域協働の推進・公正の確保と透明性の向上ということに重点事項を置きました。更に具体的にはどのようなことをやっていくのだということ、隣に記載しておりますが改革の具体的な施策として、それぞれの重点項目ごとに組織機構の簡素合理化、組織の活性化、審議会、委員会の活性化、給与の適正化、職員の定数管理、職員の意識改革と人材育成の推進、新たな人事管理の確立、中・長期的な健全な財政運営、公共投資の重点化とコスト縮減、事務的経費の見直し、遊休財産の適正管理、補助金等の整理合理化、町税等の歳入確保と負担の適正化、事務事業の再編・整理、廃止・統合、公共工事の適正な執行の推進、民間委託等の検討、各事務事業の改善推進、インターネットを活用した住民サービスの向上、窓口事務の効率化と窓口サービスの充実、地域協働の推進、情報提供・公開の推進ということにしました。その右側に、実施項目とありますが、それは記載しておりません。現在4つの部会において具体的な内容を検討しておりますので、次回以降の会議で提示をする予定でいます。5ページ目はスケジュール予定ですが、6月に行革本部を設置し、行革の職員アンケートを実施し職員が持っている問題点等を含めアンケート調査を行なっております。その他、全庁的な意識改革を図る意味で行革ニュースというものは発行し職員の啓発に努めています。また、試行的に職員提案による、改善策の提案するというようなことも実施しております。行革本部については、3回開催しており3回目の会議には部会で検討している事項の中間報告をしたところでございます。その下に部会がありますが、4つの部会で計51人の職員が委員となり、それぞれの部会で現在まで7回程度議論を深めているところですが、進めていくうえである壁にぶつかりました。壁というのは行政がどこまで関わっていく必要あるのか、公共サービス＝行政サービスとなっている部分が、小さな町村ですと多いのですが、公共サービスは銀行や鉄道等も公共サービスの一つであり、全てが行政が担う必要はないのですが、その辺を町として考えていかなければ、効率性の上がる行革とはならないということで、公的関与に関する基本的な考え方、民間委託に関する基本的な考え方、指定管理に関する基本的な考え方、使用料・手数料に関する基本的な考え方、補助金等の見直し基準、付属機関に関する考え方を町の考え方としてまとめて、そこから改革の具体的な中身をつめているところでございます。そしてその下の審議会ですが、公募委員の募集から始まり本日を迎えております。これにつきましては、先進地では行政改革大綱や実施計画を行政の方で作ってから審議会に諮問する方法ですが、今回の場合は計画を作る段階から意見を頂きながら本部や部会とのやり取りを得て実効性のある計画を作っていきたいと思

っております。前後して大変申し訳ございませんが、資料6の4ページに行財政改革審議会の条例がございます。行政改革大綱は地方自治法に基づく法定の計画ではございません。しかしながら、実際の財政計画や総合計画と対になる計画でありますので、非常に重要な計画と考えております。このようなことで審議会を設置し、さきほどから説明しております骨格により行政改革大綱を策定したいと思っておりますので、よろしく願います。なお、本日お手元に配布している資料に洞爺湖町としての現状というものを作成して共通した認識の中で議論していこうということで考えております。その中に職員の自然退職による推移がありますが、合併協議では、合併後5年間は職員を採用しないとなっております。そうしますと、自然退職による職員減は5年間で9.24%となります。最後になりますが、行政改革に関連する計画の体系として大綱から実施計画、そして先ほど説明した6つの町の基本的な考え方があります。一番下には、各課において作成することになるかと思いますが、定員適正化計画、財政健全化計画、民間委託等推進計画、職員人材育成基本方針、事務事業再編・整理方針を策定し、実行性のある行革を進めていく考えています。

会長 以上で議題4について、一部議題5にも入りましたので、両方兼ねて質問を受けたいと思います。これは、さきほどから説明のあったことの他に、審議会の内容も含んでおりますので、質問ばかりでなく意見も含める議題と思いますのでよろしく願います。

会長 職員の段階ではスタートして部会の中では、ある程度進んでいるということですね。この部会の内容について何かありましたら。

委員 休憩しませんか。何時までやるのですか。

会長 議題を終えないと、終らないのですよ。休憩しますか。

委員 もう少しですので、続けたほうがよいのではないですか。

会長 では続行します。

委員 いずれにしても、色々説明を聞いて大体は理解できたつもりですが、全体像がまだつかめていないので、もう少しここにある資料を勉強してからでないと、どういう感じで審議してよいか解らないので、次回に質問を回したほうが良いと思うのですが。

会長 わからない語句とか、内容があれば質問して頂いて、ご意見については次回以降ということによろしいですか。（異議なし）

委員 部課長も含めて会議をやっているようですが、これは全職員がこういう内容で行財政改革をやっていきますということで理解しているのですね。

事務局 行革の進め方については、専門部会の経過を全職員に知らせておきまして、全職員一体となって取り組むべきと認識しておきまして、そういう理解のうでを進めております。

委員 トップが知っていても、中々下の方まで周知されていないという現実がありますので、できるだけ人材育成などは部課長が力を入れていかないと中々うまく進まないと思います。僕らも真剣に取り組みますので、よろしく願います。

委員 資料の中には情報公開とありますが、小さな町では情報を公開してダメな情報がありますので、その辺の対応はしっかり願います。

委員 報道関係きていますが、これから個人名等の刺激的な内容が出てくると思うのですよ、そういった場合には、報道関係にはどう対応するようにしているのですか。

副会長 この中では個人情報はいさまり関係ないと思います。その辺は行政でしっかり管理しておりますので。

事務局 いまの関係ですが、こういう時代ですので新町では審議会のルールを持っております。会議は公開するということで、個人の情報に関わる部分は場合によって公開しないことができるようになっておりますので、これからどのような情報があるか解りませんが、ルールによって対応したいと思います。

副会長 町民にはどのように周知するのですか。

事務局 ホームページ等で周知します。

会長 その他ございませんか。議題5の方も質問受けているのですが、この規程案によろしいですか。（異議なし）

会長 8番のその他について。

事務局 今後の会議予定ですが、今年度は本日を含めて5回を予定しております。出来れば進み具合によりますが1月に2回、2月1回、3月に1回と考えております。それと会議の招集時間についてですが、だいたいどの程度時間がよろしいかご意見をお聞かせ願えればと思います。

会長 開始時間ということでありますけど。

委員 本日と同じ時間でよいと思います。中身に入ると時間がかかるといいますので。皆さんの都合がよければ、この時間でよいと思います。

会長 では1時30分ということでもいいですか。

委員 確認しますが、何時から何時までですか。

委員 本当は会議だからスタートと最後を決めた方がよいと思うのですが、こういう内容では中々難しいのではないですか。

委員 今日はいくつかの資料をもらったのですが、次回からは2時間単位でよいのではないですか。

委員 いろんな意見があると思うのですが、途中休憩を入れて4時間を目標にしたらどうですか。2時間ではちょっと短い気がします。

委員 事前に資料を頂けると、勉強ができると思うのです。少なくとも4日前くらいに手元に届けば。

会長 4時間くらいが限界ですかね。人間の能力としては。

委員 会議時間については、解りました。欠席の場合はどこに届けるのですか。事務局でいいのですか。

事務局 企画防災課のほうにお願いします。また、会議資料につきましては、事前に配布させて頂いて、皆様の時間がとれるように努力しますので、よろしくをお願いします。

委員 長い会議になると、熱くなる事もありますので、できれば私たちの日当からでも、飲み物は出して頂きたいと思うのですが。できなければ自分で持ってきてますが。

事務局 いま決めて頂ければ、うちで用意させて頂きますが、よろしいですか。  
(異議なし)

会長 本日は、長時間の会議でしたがご苦労さまでした。会議をこれで終了します。

終了時刻 16:30